

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
1	7月24日	補足説明資料	21	環境疲労評価において余裕が小さい機器の対応について説明すること。(一次冷却材ポンプケーシング吐出ノズル、蓄圧タンク出口第2逆止弁弁箱等)	回答資料 高浜3, 4号炉-低サイクル疲労-1のとおり。	8月31日	8月31日
2	7月24日	補足説明資料	7-111	応力評価点の図において青枠が重なって、評価点が見えない部分について修正すること。	応力評価点の図を修正する。 [補足説明資料 P.7-111]	8月31日	8月31日
3	7月24日	補足説明資料	7	表2の対象部位の選定理由について上部蓋は建設時工認評価部位となっている。上部蓋は取替工事が行われているが評価部位の変更はないのか、説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-低サイクル疲労-3のとおり。	8月31日	8月31日
4	7月24日	補足説明資料	4-1	RVのクラッドの現状保全として実施している、目視確認の具体的な方法と結果を説明すること。加えて、目視確認において、どの程度の範囲を確認できているかを示すこと。	回答資料 高浜3, 4号炉-低サイクル疲労-4のとおり。		
5	7月24日	補足説明資料	17, 21	環境疲労評価手法による疲労累積係数の解析において、クラッドに傷がない原子炉容器では炉内計径筒の0.002が最大値であるが、21頁に記載の評価対象機器では疲労累積係数が高い部位が複数記載され、その中で上記のスイング逆止弁の他、例えば一次冷却材ポンプケーシング吐出ノズルは0.765である。環境疲労評価手法で高い値を示す機器・部位が補足説明資料に記載の代表機器に選ばれなかった理由について説明し、補足説明資料に記載すること。	何れの機器においても、「3.2評価手法」に示す評価フローおよび適用規格、ならびに「4.1健全性評価」に示す過渡条件の設定は同様であり、応力解析の荷重条件は別紙7に各機器毎に記載していることから、「3.1評価対象」に記載しているとおり、プラント安全上最も重要と考える「原子炉容器」を補足説明資料上の代表機器としている。	8月31日	8月31日
6	7月24日	補足説明資料	23	一次冷却材ポンプケーシング内面の目視点検(VT-3)において、検査範囲/頻度は100%/7年(1台)の記載があるが、この記載の意味するところについて説明すること。	維持規格に基づきクラス1機器供用期間中検査として実施しているものである。 一次冷却材ポンプ計3台のうち1台について、7年を超えない間隔で検査を実施している。	8月31日	8月31日
7	8月31日	審査資料	11	過渡項目「制御棒クラスタの落下」の2019年度末時点の回数が「0」となっているが、補足説明資料上は「1」である。どちらが正しいか。	「1」が正しい。審査資料のP.11を「1」に修正する。 [審査資料 P.11]		

高浜 3、4号炉—低サイクル疲労— 4

タイトル	RV のクラッドの現状保全として実施している、目視確認の具体的な方法と結果を説明すること。加えて、目視確認において、どの程度の範囲を確認できているかを示すこと。
説明	<p>原子炉容器の開放点検（下部炉心支持構造物を吊り上げた状態）で原子炉容器内に水中カメラを設置し、クラッドに対して目視確認（維持規格に基づかない自主的な確認）を実施している。</p> <p>水中カメラについては、維持規格に基づく供用期間中検査の目視検査（VT-3）と同様のカメラを使用しており、本カメラで目視確認できる範囲で、クラッドに異常がないことを確認している。</p> <p>なお、RV クラッドの健全性については、2023 年 9 月 5 日審査会合資料 1-1 P.16 に記載のとおり、溶接部に対する供用期間中検査（UT）および特別点検（ECT および UT）においても確認している。</p> <p>至近の目視確認実績について、以下に示す。</p> <p>3号炉：第 24 回定期検査（2019～2021 年度）、結果 良 4号炉：第 24 回定期検査（2022 年度）、結果 良</p> <p>目視確認範囲について、図 1 に示す。</p> <div data-bbox="678 1064 1114 1780"></div> <p>— 目視確認範囲</p>

図 1 原子炉容器クラッドの目視確認範囲